

公立大学法人旭川市立大学

令和5年度 年度計画

目次

第1	中期目標を達成するための基本的な方針	1
第2	年度計画の期間	1
第3	教育研究上の基本組織	1
第4	教育等に関する目標を達成するための措置	2
第5	研究に関する目標を達成するための措置	7
第6	地域貢献に関する目標を達成するための措置	8
第7	国際交流に関する目標を達成するための措置	8
第8	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	8
第9	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	9
第10	自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置	10
第11	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	10
第12	予算、収支計画及び資金計画	12
第13	短期借入金の限度額	15
第14	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	15
第15	剰余金の使途	15
第16	その他、旭川市の規則で定める業務運営に関する事項	15

第1 中期目標を達成するための基本的な方針

中期目標を達成するための中期計画6年間の初年度として、継続する事業と新たに開始する事業について統合的な展開を目指しながら、修正すべき事項や課題についての検討を重ね、次年度の着実な事業展開に結びつける。

既存学部においては、教育理念に基づいた教育課程の編成に着手する。

第2 年度計画の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

第3 教育研究上の基本組織

年度計画を達成するための、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

ア 旭川市立大学

学部	経済学部 保健福祉学部
研究科	地域政策研究科

イ 旭川市立大学短期大学部

学科	食物栄養学科 幼児教育学科
----	------------------

- 1) 市立大学の理念に基づいた新学部の設置の検討は、学長直属の組織において着手する。
- 2) 既存の教育研究組織の見直しについては、これまでに行ってきた自己点検・評価、第三者評価委員会の評価結果及び市立大学の理念を踏まえ、当該組織の長のリーダーシップの下で自主的・自律的に検討を進める。
- 3) 上記のほか、自己点検・評価の結果等により教育研究組織の見直しに取り組む必要があると学長が判断する場合は、大学運営会議の議に基づき、当該教育研究組織において検討を進める。

第4 教育等に関する目標を達成するための措置

(1) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置

<学部・短期大学部・大学院共通>

- 1) アドミッション・ポリシーを令和6年度入学者選抜との整合性から必要な改正を行い周知する。
- 2) 改正後のアドミッション・ポリシーを入学案内（パンフレット）及びホームページに掲載する。
- 3) アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施する。
- 4) 学生募集の強化を目的に、洗練された完成度の高いホームページへのリニューアルへ向けプロジェクトチームを結成し、準備を始める。

【指標】

- ・入学定員充足率 100%を確保

<学部・短期大学部共通>

- 1) オープンキャンパス、高校説明会（訪問）、進学相談会など市内外を問わず実施・参加する。特に市内周辺地域を中心とした参加は積極的に行い、高校説明会（訪問）では、市内周辺の高校を中心に過去の実績を加味し、入学に繋がる高校を選択の上訪問し、各学部学科の積極的な紹介・周知を図る。

- 2) 高大連携プログラムを活用し、大学見学の受入れを行い市内外の中学・高校に対して特別講座を実施する。
- 3) 新学習指導要領によって実施される『令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト』の利用選抜について、その改訂内容を予告する。
- 4) アドミッション・ポリシーに合った意欲ある学生を確保するため、令和5年度の入学者選抜結果を分析し、入学者選抜方法の検討を行う。

【指標】

- ・オープンキャンパス年2回以上実施
- ・大学見学受入れ実施目標：13校以上（過去5年実績：平均12校）
- ・特別講座実施目標：高校44講座以上（過去5年実績：平均43講座）
 中学12講座以上（過去5年実績：平均11講座）

<大学院>

- 1) 経済学部及び保健福祉学部において、研究意欲の高い学生に対し、大学院進学を勧める。
- 2) 大学内で大学院入試相談会を実施し、現役学生または社会人などから大学院の受験生を発掘する。
- 3) 本学大学院が求める入学者を選抜するため、主に英語や専門科目の筆記試験によって知識や思考力を確認し、面接を通して研究計画に関するディスカッション能力を評価する。
- 4) 大学院入試委員会で令和5年度入試を評価し、協議・検討を行い、入試方法の見直しを進める。

<短期大学部>

- 1) 本学で学ぶ意欲を持った学生の確保に向け、オープンキャンパスや保護者相談会の実施及びWEBオープンキャンパスの随時配信を行う。
- 2) 特別講座の実施
 - ①特別講座メニューを活用し、道外高校向けのWEB講座や大学WEB見学の実施に向けて検討を行う。
 - ②早期のキャリア教育に対応し、小・中学生向けの特別講座を実施する。
- 3) 入学前教育として、短大における学修を円滑に進めていくために必要な知識や学びに対する態度を「プレカレッジプログラム」を通して養う。

(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置

<学部・短期大学部共通>

- 1) 旭川市内の企業を中心に毎回 15 社ほどを招き、年間通して合同企業説明会（研究会）を開催する。卒業年度の学生は就職先として、また、低学年の学生には企業研究の機会とする。
- 2) 専門職に関しては、卒業生が多数在職している事業所を招き、学内説明会にて学生が直接情報を得られる機会を提供する。
- 3) 企業や市町村に関するインターンシップの情報を適宜提供する。又、ボランティア活動を促進し、就業体験から地域や仕事の現場で活躍できる実践能力を養う。
- 4) 外部講師による座学の面接対策講座、実践的な個人面接練習、集団面接練習を継続して実施する。
- 5) 卒業生アンケートの回答を基に、卒業生の状況を把握し、就職先担当者と連携しながらサポートを行う。
- 6) 日本学生支援機構の修学支援制度を含め、奨学金・貸付金制度全般について広く周知（冊子及びホームページへ掲載）する。
- 7) 厳しい経済状況にある学生が学業に専念できるよう、国や自治体等が行う高等教育の修学支援制度の活用を継続する。
- 8) 保健室に常駐スタッフ（看護師）を配置する。
- 9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に従い、障害のある学生からの支援要請などに対し合理的な配慮を行う。

【指標】

- ・就職率（就職者数/就職希望者数）目標値：100%
- ・合同企業説明会の開催目標：年間7回以上

<経済学部>

ゼミナール活動発表会を継続して年度末に開催する。

<保健福祉学部コミュニティ福祉学科>

年次別キャリア講座、国家試験ガイダンス、国家試験対策模擬試験を実施する。

【指標】

- ・国家試験合格率：前年度の実績及び4年制大学（現役）平均合格率以上
- ・旭川市内及び近隣町（1市8町）への就職率：50%以上

<保健福祉学部保健看護学科>

- 1) 接遇・マナー講座・就職活動・手続き、面接指導等のガイダンスを早期から実施し、インターンシップへの参加を支援する。
- 2) 学内病院合同説明会の開催を年1回程度継続して実施する。学生の参加率は80～90%程度を目指す。

- 3) 学科内において各クラス担任が担当学生の情報提供、就学支援、進路相談に伴走し、適時相談体制を継続する。
- 4) クラス担任と学生相談室との連携・協働体制を整理し、学生対応を行う。
- 5) 看護師国家試験対策講座を実施する。又、1年次から学年毎の国家試験対策を年間を通して実施する。

【指標】

- ・ 国家試験合格率：前年度の実績及び4年制大学（現役）平均合格率以上
- ・ 4年次看護師国家試験対策講座実施回数の目標値
 - ： 外部講師の講義 4～6回／年
 - ： 学内講師の講義 20回／年

<短期大学部>

- 1) 就活のルールやマナー、就職時に必要となる労働条件等に関するキャリアセミナーを開催する。
- 2) ジェネリックスキルテストを1年生と2年生（卒業年次）に実施し、在学中の成長分析を行う。1年次に外部講師による解説会を実施し、自己分析に活用する。
- 3) 卒業生を中心に管理栄養士国家試験対策講座及びスキルアップ講座を実施する。

【指標】

- ・ 管理栄養士国家試験対策講座 年5回実施
- ・ 栄養士・管理栄養士としてのスキルアップ講座 年2回実施

(3) 教育に関する目標を達成するための措置

<学部、短期大学部、大学院共通>

- 1) 令和6年度の入学者選抜方法に合わせたアドミッションポリシーの改正及びカリキュラム改正等に伴い、カリキュラム・ポリシー並びにディプロマ・ポリシーの見直しを行う。
- 2) 新たに策定したカリキュラム・ポリシー並びにディプロマ・ポリシーについて、シラバス及びホームページ上に掲載するとともに、新入生オリエンテーション、新入生研修会等の機会を通じ、周知を徹底する。
- 3) カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、ナンバリングの見直しを行い、シラバス及びホームページ上に掲載し、学生へ周知することでカリキュラムの計画的な履修促進を図る。

<経済学部>

- 1) 1年生を対象に英語能力判定テストを継続して実施する。
- 2) 国内提携大学（ノースアジア大学、和光大学、神戸国際大学、沖縄大学）との交流（単位互換、学生交換等）再開に向け、各大学と連絡調整を行う。

- 3) 引き続き、留学生に対する日本語教育科目を開講する。
- 4) アカデミックリーディング・ライティング力の基礎力を1年生ゼミナールにおいて養成する。

<保健福祉学部>

- 1) 教学 IR を推進するために、学修ポートフォリオを活用し、学生の学修状況に関するデータや入学者選抜、課外活動、キャリア支援、ジェネリックスキルテスト等のデータ収集システムを構築（分析、点検、改善）する。

<保健福祉学部コミュニティ福祉学科>

- 1) 地域を基盤とした実践能力の高いソーシャルワーカーを養成するため、専門教育に取り組み、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を取得し、地域の福祉を支える人材を供給するため、各ゼミナール担当教員が個別指導を行う。
- 2) 各種実習科目を通して地域課題への理解を深め、また、調査結果の分析やケース研究を通して論理的思考と研究能力を習得することにより、地域課題の解決に向けたスキルを向上させるため、実習報告会を開催する。
- 3) ソーシャルワーク実習の2カ所実習の開始に伴い、新たな実習先を開拓し、協力体制の構築を図る。
- 4) アクティブ・ラーニングを取り入れた授業や学外授業を実施する。また、旭川・上川地域で活躍するソーシャルワーク専門職や本学卒業生等を臨時講師として迎え、地域の福祉課題を踏まえた実践的な教育に取り組む。
- 5) オリエンテーション及び研修会、ゼミナールにおいて介護福祉士教育課程および資格の魅力についてアピールする。

<保健福祉学部保健看護学科>

- 1) 2022年度に導入した新カリキュラムにより、1年次より地域で生活する生活者を知る実習を導入。また、領域横断の考え方に基づく科目を設定し学生へ教授。これら実施内容を検証し、必要に応じ実施方法・評価方法の見直しを継続する。
- 2) 学修ポートフォリオを継続実施し、個人面談や臨床実習時に実践活用する。

<大学院>

- 1) 修士論文の指導体制に関しては、1年次の間に副査2名を決定し、2年次（長期履修生の場合は3年次以降）の口頭試問までに十分な論文指導を行う。
- 2) 修士論文の中間審査を7月に行い、論文の完成度を高めるよう、研究指導を行う。

<短期大学部>

Web シラバスへ移行し、ペーパーレス化を進める。

- 1) 初年次教育として、短大の学修において求められる基礎的な学力を涵養するために、「修学の基礎Ⅰ」と「修学の基礎Ⅱ」を卒業必修科目として新規に開講する。
- 2) 基礎資格（保育士資格、幼稚園教諭免許、栄養士資格）における専門性をより深めるために、令和4年度入学生から導入した「初級パラスポーツ指導員」資格取得に関わるカリキュラムを継続する。
- 3) 学修成果の可視化を、学修ポートフォリオやアセスメント・チェックリストに基づいて実施する。

<食物栄養学科>

- 1) 基礎資格である栄養士の専門性を、高齢者に対する食支援へと繋げることを目的とした「介護福祉士実務者研修」を実施する。
- 2) 「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学モデル・コア・カリキュラム」に準拠したカリキュラム編成についての検討を継続する。

<幼児教育学科>

- 1) 基礎資格である保育士と幼稚園教諭における専門性をより深めるために、令和4年度入学生から導入した「こども音楽療育士」資格取得に関わるカリキュラムを継続する。
- 2) 保育士・幼稚園教諭養成課程において過密化したカリキュラムを見直し、演習科目を中心に専門科目のスリム化の作業に着手する。

第5 研究に関する目標を達成するための措置

- 1) 地域連携研究センターを設置し、教員の外部資金獲得に向けた支援体制を構築する。
- 2) 地域連携研究センターに、地域課題解決や地域の活性化に向けた本学・自治体・企業等で構成する連携ネットワークを構築する。
- 3) 教員の教育研究成果を管理するシステムを構築する。
- 4) 外部資金獲得のための相談窓口を設置する。
- 5) 学術雑誌投稿、英文論文作成等に関する支援策を検討し、実施する。
- 6) 競争的外部資金獲得に向けて、応募申請書の書き方等に関する研修会を開催する。
- 7) 研究者データベースをもとに研究シーズ集の作成を開始し、令和6年度を目途に刊行する。
- 8) 研究者データベースのデータ項目を整理し、データベースの構築に着手する。
- 9) 日本学術振興会の研究倫理eラーニングコースを全教員が受講する。
 - ・科学研究費助成事業等の競争的外部資金申請件数：前年度以上
 - ・科研費、競争的資金研修会参加率：100%

第6 地域貢献に関する目標を達成するための措置

<学部・短期大学部・大学院共通>

- 1) 地域連携研究センターが拠点となり、大学と自治体、企業、文化団体等が連携し、地域の活性化に向けた協働事業を開始するため、研究事業準備委員会等を組織し、必要な予算組を行う。
- 2) 本学教員の教育研究成果を集約し、地域連携研究センターによる管理体制を整備すると共に、ホームページ等を活用し地域へ発信する。
- 3) 地域の課題発見・解決を図るための「研究会」「公開講座（AEL事業）」「シンポジウム」を開催する。
- 4) 高大連携の一環として「高校生と生涯学習のための出張講義メニュー」を刊行し、出張講義を開催する。
- 5) 全学ゼミナール教育活動発表報告会を継続して開催する。
- 6) 附属図書館の一般開放を再開する。
- 7) 旭川ウェルビーイング・コンソーシアムへの参画を継続し、市内高等教育機関との連携を深化させ、単位互換制度を検討する。

【指標】

- ・「研究会・公開講座・シンポジウム」の組合せでの開催目標：2回以上
- ・高校出張講義の開催目標：30講義以上
- ・生涯学習講座の実施目標：公民館事業/43講義以上（2018～22年実績：平均43講義）
- ・共同研究、委託研究事業件数：前年度以上
- ・図書館利用者数（学外）：年間500名（登録者200名）以上

第7 国際交流に関する目標を達成するための措置

- 1) コロナ禍で令和2年度から中断している水原大学校（韓国）との学術文化交流会「水原大学校・旭川市立大学共同シンポジウム」の再開について、水原大学と協議を行い実施計画の立案を具体的に進める。
- 2) ハロン大学（ベトナム）との国際交流を進める。
- 3) 旭川ユネスコ協会が主催する「外国青年日本語主張発表会（スピーチコンテスト）」への参加留学生を支援する。

第8 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

（1）運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 学内措置により、理事長、学長、副学長等をメンバーとする「大学運営会議」を設置し、理事会及び各審議会の議案等整理を行う。

- 2) 公立大学法人化前の各種の全学委員会及び各種専門委員会の実態調査を行い、委員会の任務・構成の見直し等を実施し、真に必要な委員会の設置を行う。

(2) 事務等の効率化及び合理化に関する目標を達成するための措置

- 1) 公立大学法人化に伴う業務や本学が戦略的に推進すべき業務を事務組織が適切に担いよう、事務組織の再編を行う。
- 2) 学内情報ネットワーク等を活用し、事務手続きの簡素化を推進する。
- 3) 本学における各種業務の内容・性格等を分析し、アウトソーシングや業務処理の課題等を整理し、事務機能の情報（デジタル）化を推進するとともに、令和6年度以降に取り組むべきアウトソーシング、電子化等について検討整理を行う。
- 4) FD・SD 合同研修会や SD 研修会を開催するとともに、公立大学協会主催の研修会への職員派遣を行う。

(3) 人事制度に関する目標を達成するための措置

- 1) 教員の人事評価システムの検討を行うため、学長直属の検討チームを組織し、他大学等における事例の調査研究や関係資料の収集を行い、評価項目や評価方法等の検討に着手する。
- 2) 事務職員の人事管理に当たっては、各職員の能力・適正等を勘案しつつ、法人内での人事交流や部署における異動を含めて適切に実施する。
- 3) 中期目標期間中に設置を目指す新学部や既存学部における優秀な教員を確保するため、教員の定年延長を実施する。

第9 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

- 1) 外部資金を獲得するための大学の研究内容を紹介する研究シーズ集の作成に着手し、年度内を目途に企業等に配布・周知する。
- 2) 令和5年度における本学教員の外部資金への応募、採択及び獲得額の状況を整理する（令和6年度公表）。

(2) 経費節減に関する目標を達成するための措置

- 1) 会議のペーパーレス化（コピー料の削減）による経費削減効果を検討し、その導入の可否を判断する。
- 2) 物品・備品の購入方法や契約方法の見直しによる経費削減効果の検討を行い、効果が期待できるものについて見直しを行う。
- 3) 光熱水費の抑制のために、使用エネルギーの実態を把握するとともに、HP 等で公表する。

第 10 自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検及び評価に関する目標を達成するための措置

- 1) 学部・大学院については第三者機関（財団法人日本高等教育評価機構）の認証評価を受審する。
- 2) 自己点検・評価等に必要不可欠なデータを全学的に集約・集積し、評価に利用できる基盤の構築と内部質保証システムの確立に向けた取組みに着手する。
- 3) 授業アンケートの結果等を含む自己点検・評価結果や授業改善計画等をウェブサイト（HP）等により公表する。

(2) 情報公開に関する目標を達成するための措置

- 1) インターネットを利用した入試相談、HP 上に入試に関する FAQ を掲載する。
- 2) 本学の教育研究活動や地域貢献活動に関する様々な情報を、広報資料及びウェブサイトを活用して、より分かり易く公開・提供する。
- 3) 中期目標・中期計画・年度計画・財務内容等組織運営面に関する情報を、ウェブサイトを用いて公表する。

第 11 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

(1) 法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置

- 1) 法令遵守及び人権の尊重をテーマとしたオンライン FD 研修を計画・実施する。
- 2) 「研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程」及び「公的研究費等の取扱に関する規程」の見直しを行い、実際に起こりうる不正に対して適切に対応する。

(2) 危機管理に関する目標を達成するための措置

- 1) 防災訓練を計画・実施する。
- 2) 北海道地域情報セキュリティ連絡会に加盟する。
- 3) 研究倫理に関するオンライン FD 研修を実施する。
- 4) 危機管理委員会を定期的開催し、引き続き新型コロナウイルス感染防止に取り組む。
- 5) 現行の危機管理規定を見直し、緊急時に備える。

(3) 施設・設備の適切な維持管理及び活用に関する目標を達成するための措置

- 1) 大学校舎（A・B・C 棟）の防水工事を実施する。
- 2) 短大音楽リズム室に空調設備（エアコン）を設置する。
- 3) 教育研究に支障のない範囲で外部からの施設利用希望に応える。

(4) 教育環境の整備に関する目標を達成するための措置

- 1) 情報教育センター管理下のファイアウォール機器を更新する。
- 2) 大学 405 教室のパソコン (49 台) を最新機種へ更新する。

第 12 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

令和 5 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9 4 7
授業料等収入	7 4 3
受託研究等収入	1
受託事業等収入	1
寄附金収入	0
補助金収入	0
その他の収入	4
計	1, 6 9 6
支出	
人件費	9 7 0
教育研究費	4 9 7
受託研究等経費	1
受託事業等経費	1
一般管理費	2 2 7
計	1, 6 9 6

2 収支計画

令和5年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1, 7 2 0
経常経費	1, 6 8 4
業務費	1, 6 6 9
教育研究経費	4 7 0
受託研究経費	1
受託事業経費	1
人件費	9 7 0
一般管理費	2 2 7
雑費	0
減価償却費	1 5
臨時損失	3 6
収益の部	2, 9 8 6
経常利益	1, 6 9 6
運営費交付金収益	9 4 7
授業料等収益	7 4 3
受託研究等収益	1
受託事業等収益	1
寄附金収益	0
補助金等収益	0
雑益	4
臨時利益	1, 2 9 0
純利益	1, 2 6 6
総利益	1, 2 6 6

3 資金計画

令和5年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,696
業務活動による支出	1,669
投資活動による支出	27
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	1,696
業務活動による収入	1,696
運営費交付金収入	947
授業料等収入	743
受託研究等収入	1
受託事業等収入	1
寄附金収入	0
補助金等収入	0
その他収入	4
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0

第 13 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

2 億円

(2) 想定される理由

事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第 14 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第 15 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第 16 その他、旭川市の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

第 11 「その他業務運営に関する目標を達成するための措置」の (3) 「施設・設備の適切な維持管理及び活用に関する目標を達成するための措置」及び (4) 「教育環境の整備に関する目標を達成するための措置」に記載の通り、計画的に行う。

(2) 人事に関する計画

第 8 「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」の (3) 「人事制度に関する目標を達成するための措置」に記載の取組を実施し、適切な教職員配置を計画的に進める。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の使途

なし

(5) その他法人の業務運営に関し必要な事項

公立化後の定員充足状況や地域における進学傾向を随時把握し、将来的な教育組織の在り方について検討する。